

災害時要援護者名簿情報の誤提供について

1 概要

横浜市では、災害時に自力で避難することが困難な方への支援の取組として、区と協定を締結した自治会に「災害時要援護者名簿」（以下、「名簿」という。）を提供しています。その中で、一部区域に居住する災害時要援護者情報について、本来提供対象ではない自治会（以下、「当該自治会」という。）に名簿を提供していたことが判明しました。

なお、当該自治会において名簿は協定に基づき適切に管理されており、目的外利用や第三者への提供は確認されていません。また、現時点で本件に起因する二次被害は確認されていません。

対象となる皆様には、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 対象

平成 29 年度から令和 7 年度の間に作成した名簿に掲載され、次の区域に居住していた災害時要援護者

対象区域：横浜市泉区中田西一丁目 12 番地から 15 番地

3 誤提供した個人情報

55 件 20 名分（重複除く）

【内容】

漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、介護・障害の有無

【内訳】

年度	件数
平成29年度	保存年限を過ぎているため不明
～令和2年度	
令和3年度	11件
令和4年度	11件

年度	件数
令和5年度	11件
令和6年度	11件
令和7年度	11件

※名簿は毎年度区が前年度分を回収し、内容を更新した新しい名簿と交換しています。

4 経緯

令和 8 年 9 月 24 日に、当該自治会から泉区総務課に対し、区域外の住所の方が名簿に掲載されているとの申し出がありました。確認したところ、平成 29 年度の協定締結時から協定上の災害時要援護者の区域設定に誤りがあり、本来提供対象ではない方の個人情報が掲載された名簿を当該自治会に提供していたことが判明しました。

5 原因

平成 29 年度の協定締結時に、区及び当該自治会において名簿提供対象区域の確認が不十分であったため、本来の区域よりも広い区域を取組実施区域として設定していました。その結果、本来提供対象とならない方の情報が掲載された名簿を当該自治会へ提供していました。

その後、区域設定の根拠としていた当該自治会の規約に誤りがあることが当該自治会において判明し、令和 5 年度に規約が修正されましたが、その際に合わせて名簿に係る協定の区域設定の修正を行わなかったため、対象外の方を含む名簿の提供が継続していました。

裏面あり

6 対応

名簿の保存年限が5年間であることから、追跡が可能な令和3年度以降の対象またそのご家族へ、電話又は書面により謝罪を実施しています。

誤って提供していた名簿は回収し、正しい自治会区域に基づく名簿と交換するとともに、協定書は正しい区域に修正しています。

7 再発防止策

名簿の更新及び交換を毎年度実施する際に、自治会規約に定める区域と協定上の取組実施区域が一致していることを区及び自治会の双方で確認します。あわせて、名簿提供前には複数職員による確認を徹底します。また、協定内容について定期的な点検を実施し、区域設定の確認を都度行います。

お問合せ先		
総務課長	野村	Tel 045-800-2310